静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会 会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成31年1月25日付け教総第283号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定年度に特定職員が作成した全ての電磁的記録についての開示請求に係る部分開示決定に対する審査請求(諮問第219号)

別紙

1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、静岡県教育委員会(以下「実施機関」 という。)が、別記2に掲げる文書(以下「本件対象公文書」という。)につ き、その一部を非開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成30年3月23日、審査請求人は、静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 平成30年5月7日、実施機関は、本件開示請求に係る公文書について、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号に該当するとしてその一部を開示しないこととする部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年5月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件処分を取り消し、本件対象公文書以外にも別記3に掲げる文書を特定し、それを含めた開示決定を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 24 年 11 月にH主事が平成 24 年 10 月 18 日付け、△△医院の不眠症にかかる診断書の写しを取っている。紙媒体で保管をしていないのは県立○今別支援学校に口頭で確認しているので、電子データでもないのはおかしい。
- (2) 臨床実習として行われたマッサージの際の事故等報告書については部分開示決定が行われているが、当該事故日の1か月後に、マッサージを受けた外国人の方から私が英語で聞き取った内容を教員に報告している。その後の資料がないのはおかしい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成25年4月頃から、手紙や来訪により実施機関に対し、 県立〇〇特別支援学校在学中に上級生(以下「関係生徒」という。)からい じめ(言葉による侮辱)を受けた旨を主張し、関係生徒からの謝罪を求めて いる。

- (2) さらに、関係生徒から謝罪を得られないことが当時の教職員の不正に起因するとし、関係のあった教職員は処分されるべき旨主張している。
- (3) 平成25年10月4日、実施機関は審査請求人及びその保証人と話合いの場を設け、審査請求人からの質問に対して実施機関の見解を回答している。また、その後の同様の案件に係る度重なる来訪や問合せに対しても真摯に対応している。
- (4) 本件開示請求に係る公文書を特定するため、平成29年度末に特別支援教育課長と同課長代理が県立○○特別支援学校へ出向き調査を行った。電子データが保存されている県立○○特別支援学校のサーバ内を職名と年度で検索した結果、平成24年度の副校長フォルダに審査請求人に関する「臨床実習事故等報告書」があり、保管状況から推測して、作成者がA副校長であると判断したものである。これ以外には、本件開示請求に該当する電子データは発見できなかった。
- (5) 審査請求人の開示請求書中に「目的は印刷された文書では発見できなかったものを探すためである」と記載されていることから、平成24年度当時に不正が発生していたと審査請求人が主張する内容に係る文書や、開示請求書に記載のある職員が作成した当時の関係生徒に係る文書等の電子データを検索したものである。その上で、業務データを保管する学校のサーバ内に残されていた電子データから本件開示請求に該当すると思われる電子データについて部分開示の判断をしたものである。なお、別記3に掲げる文書についても、上記調査内では確認できなかった。
- (6) 以上のとおり、平成24年度の学校の特定人物作成の電子データの全部開示を求めたものであり、存在しないことを確認した上で部分開示とした実施機関の決定に何ら違法性はない。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求に係る公文書開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には、実施機関が公文書を特定する契機となるような具体的な事業や事務の内容についての記載はないが、対象となる年度、作成者及び記録媒体の種別に加え、「印刷された文書では発見できなかったものを探すため」という請求目的が記載されている。

本件開示請求の経緯に係る実施機関の主張も踏まえると、審査請求人は、 自らが在籍していた県立〇〇特別支援学校でのできごとに関して、本件開示 請求までに行われた審査請求人と実施機関との間でのやりとりでは取得でき なかった公文書の開示を求めているものと解される。

また、本件開示請求に対し、実施機関が、本件対象公文書を特定し、当事者である生徒の氏名及び臨床実習事故発生日時を非開示とした本件処分を行ったところ、審査請求人は、当該事故の後に審査請求人自らが当該事故の関係者から聞き取った内容を県立〇〇特別支援学校に報告した際の資料が特定されていないことや、県立〇〇特別支援学校に提出した審査請求人自身

の診断書の写しが電磁的記録としても存在しないことがおかしいとの理由 により、審査請求を提起している。

したがって、本件開示請求は、審査請求人が在籍していた特定年度の県立 〇〇特別支援学校でのできごとに関して特定の職員が作成した公文書(電磁 的記録)のうち、審査請求人自身が関係しているものであって、本件開示請 求までに行われた審査請求人と実施機関との間でのやりとりでは取得できな かったものの開示を求めているものと認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、県立〇〇特別支援学校に在籍していた特定の個人である 審査請求人の情報が記載された公文書の開示を求めるものであり、対象となる公文書の存否を答えることは、審査請求人が県立〇〇特別支援学校に在籍 していた事実の有無等(以下「本件存否情報」という。)を明らかにする結果になるものと認められる。

本件存否情報は、当該特定個人に関する条例第7条第2号本文前段に規定 する情報であって、同号ただし書きアからウまでに該当する事情も認められ ない。

よって、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第7条第2 号の非開示情報を明らかにする結果になると認められることから、本件開示 請求については、本来は、条例第10条により存否応答拒否すべきであった。

しかし、本件処分において本件開示請求に係る公文書があることを明らかにしてしまっており、これを取り消して改めて条例第 10 条による存否応答拒否を行う意義は乏しい。

したがって、本件開示請求に対し、別記2の文書を特定した上でその一部 を開示しないこととした決定については、結論において妥当といわざるを得 ない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

平成24年度に、県立〇〇特別支援学校のH部主事、A副校長、B校長が作成した電子データの全て(訂正したものについては、訂正前と訂正後)目的は、印刷された文書では発見できなかったものを探すためである。

別記2 本件対象公文書 臨床実習事故等報告書

別記3 審査請求の理由として記載された文書

- (1) 平成 24 年 10 月 18 日付け△△医院の不眠症に係る診断書の写しの電子データ
- (2) 臨床実習事故等報告書の内容について、マッサージを受けた外国人より審査請求人が聞き取りした事柄を県立〇〇特別支援学校へ報告した内容に係る資料の電子データ

別記4 審査会の処理経過

年	月	日		処 理 内 容	審査会
平成 31	年1月	25	田	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 31	年2月	27	□	審議	第 329 回
平成 31	年3月	26	日	審議	第 330 回
令和元	年 5 月	3 0	田	審査請求人による意見陳述を行った。審議	第 331 回
令和元	年 6 月	28	田	審議	第 332 回
令和元	年7月	25	日	審議	第 333 回
令和元	年7月	3 1	日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職業等	調査審議した審査会
池田恵子	静岡大学教育学部 教授	第 329 回、第 331 回、 第 332 回
大原和彦	弁護士	第 329 回~第 333 回
高橋正人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 330 回、第 332 回、 第 333 回

氏 名	職業等	調査審議した審査会
牧田晃子	弁護士	第 329 回~第 333 回
望月律子	常葉大学健康科学部看護学科 特任教授	第 329 回~第 331 回、 第 333 回
森俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第 329 回~第 333 回